

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

令和4年度卒業式における対応の変更等について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、通知やガイドライン等に基づき、適切に対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、卒業式におけるマスクの取扱い等について、文部科学省初等中等教育局長より令和5年2月10日付け4文科初第2153号「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）」（別添1）が通知されました。これを踏まえ、令和4年度卒業式については、下記事項に留意し、各学校の実情に応じて、実施するようお願いします。

また、「令和4年度卒業式に係るQ&A」（別添2）を改訂しましたので、併せて送付します。

なお、国の方針や今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、この対応を変更する場合があります。

本通知の発出に伴い、令和5年1月13日付け教高指第1983号「令和4年度卒業式及び令和5年度入学式における対応について（通知）」及び「令和4年度卒業式及び令和5年度入学式に係るQ&A」は廃止します。

記

1 卒業式の対応について

- (1) 児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とすること。
- (2) 効果的な換気の実施や参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生、座席間に触れ合わない程度の距離の確保など、必要な感染症対策を講じるとともに、各学校の実情に応じて、式典の内容や時間、参加者等を工夫すること。
- (3) 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施すること。
- (4) 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者については、卒業式への参加を控えるよう徹底すること。
- (5) 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由や障害の状況によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。また、児童

生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。

- (6) 卒業式の実施方法については、児童生徒や保護者に対して、丁寧な説明や情報発信を行うこと。
- (7) 令和4年8月3日付け教高指第973号「イベント開催時の感染防止安全計画等の作成について（通知）」を踏まえ、「チェックリスト（埼玉県教育委員会版）」（様式3）を作成し、原則としてホームページ等で公開すること。

2 令和5年3月31日までのマスクの着用の考え方について

年度内における卒業式以外の学校教育活動については、従来どおり、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や県教育委員会の「県立学校版新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和4年度～」等を踏まえ、メリハリのあるマスクの着用をお願いします。

3 令和5年4月1日以降のマスクの着用の考え方について

令和5年2月10日付け政府対策本部の決定では「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされています。

なお、これらに係る留意事項等については、文部科学省から改めて通知等が発出され次第、お知らせします。

4 添付資料について

- (1) 令和5年2月10日付け 4文科初第2153号
「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）」
- (2) 「令和4年度卒業式に係るQ&A」（令和5年2月13日）

～守ろうよ みんなの笑顔 コロナから～

【感染防止対策（マスクの着用等）に関することについて】

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当
電 話 048-830-6963

【県立中学校・高等学校に関することについて】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当
電 話 048-830-7391

【県立特別支援学校に関することについて】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当
電 話 048-830-6886